

2. 学位授与機構の発足

2.1 学位授与機構の業務

上述の経緯をたどり、学位授与機構は平成3年7月1日に発足した。設置場所は東京工業大学津田キャンパス（現すずかけ台キャンパス）内である。初代機構長として、田中郁三元東京工業大学長が就任した。

学位授与機構の業務については、改正された国立学校設置法及び学校教育法により次のように定められた。学位授与機構の業務としては、学位授与の業務のほか、それに関連する調査研究、情報の収集や提供を行うこととされている。その内容は、大学審議会の答申に沿ったものであることが分かる。

第3章の5 学位授与機構

（学位授与機構）

第9条の4 学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、学位授与機構を置く。

- 1 学校教育法第68条の2第3項に定めるところにより、学位を授与すること。
- 2 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- 3 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

（国立学校設置法）

第68条の2

③ 国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第3章の5に規定する学位授与機構は、文部大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

- 一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士
- 二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

（学校教育法）

また、同じく改正された「学位規則」においては、学校教育法第68条の2第3項に掲げられている者が学位を取得する要件としては、学位授与機構による審査に合格することが必要であることを述べている。

（学士、修士及び博士の学位授与の要件）

第6条 法第68条の2第3項の規定による同項第1号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定による単位等

大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部大臣が別に定める学修を行い、かつ、学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者

二 外国において学校教育における14年の課程を修了した者

三 その他前2号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部大臣が別に定める者

2 法第68条の2第3項の規定による同項第2号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

(学位規則)

上記の第1項第3号に規定する、「その他前2号に掲げる者と同等以上の学力がある者」としては、旧国立工業教員養成所及び旧国立養護教諭養成所の卒業生が該当する（平成3年6月5日文科省告示第72号）。

2.2 学位授与機構の組織と運営

学位授与機構の組織・運営については、その発足に先立ち、「学位授与機構組織運営規則」(平成3年6月28日文科省令第38号)に定められた。発足当初(平成3年7月1日)の機構の組織は、図2-1に示すとおりである。機構は管理部と審査研究部とからなり、定員は8人で、内訳は、機構長1、教授2、事務職員5であった。組織・人員はその後、当初の計画にほぼ沿った形で次第に充足されることになる。

管理部は、総務課のみのスタートであったが、平成4年4月には、学務課が置かれることになる。総務課は、庶務、会計及び施設等に関する事務を行い、学務課は、学位の授与並びに情報の収集、整理及び提供に関する業務を行うことが役割である。この体制は、平成12年4月学位授与機構が大学評価・学位授与機構に改組されるまで続くことになる。

審査研究部の業務は、



学位授与機構の発足
(東京工業大学長津田キャンパス R1棟入口)

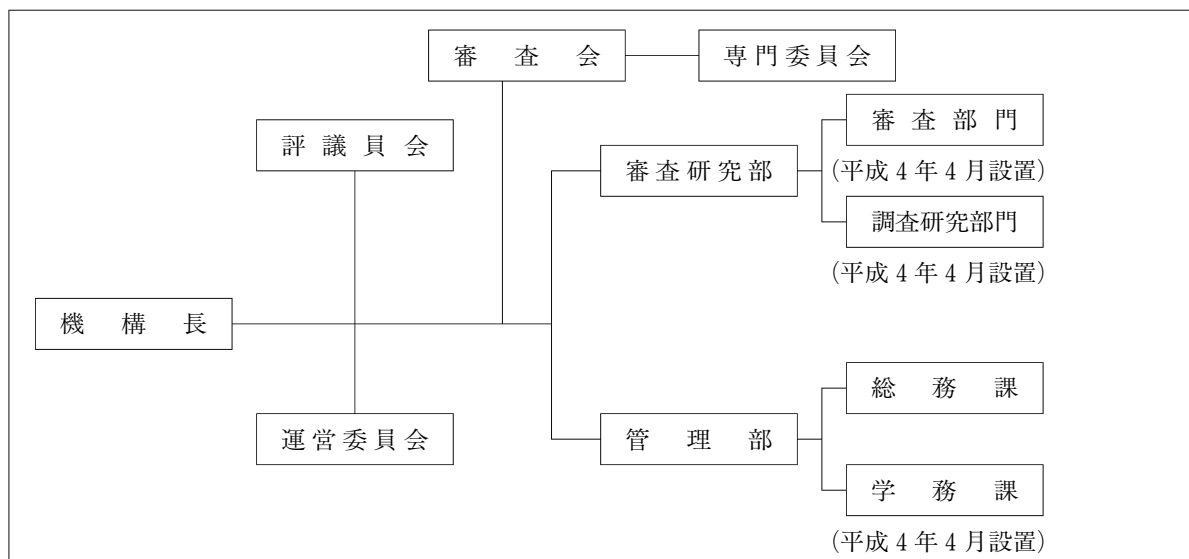


図2-1 設立時の学位授与機構の組織図

- ① 学校教育法第68条の2第3項の規定による学位の授与に関する調査研究及び審査の企画
- ② 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究
- ③ 大学における各種の学習機会に関する情報の収集、整理及び提供に関する調査研究を行う、とされている。

審査研究部には平成4年4月審査部門及び調査研究部門が置かれ、教授が配置された。

さらに、機構には、評議員会、運営委員会、審査会が置かれた。それぞれの役割については、学位授与機関創設調査委員会「学位授与機構の構想の概要について」の提言に沿ったものとなっており、次のとおり定められている。

評議員会は、「機構の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について、機構長に助言する。」

運営委員会は、「機構の事業の運営実施に関する事項で機構長が必要と認めるものについて、機構長の諮問に応じる」

審査会は、「機構長の定めるところにより、学位の授与の審査及び学校教育法第68条の2第3項第2号に規定する教育施設に置かれる課程の認定等の審査を行う」。また、審査会には、「専門の事項を調査するため、専門委員を置く。」

これらの規定を受けて、評議員、運営委員、審査委員が任命された。第1回の運営委員会は平成3年7月22日、第1回審査会は7月26日、第1回評議員会は7月31日に開催された。これらの会議において、「学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規程」が決定あるいは承認された。



東京工業大学長津田キャンパス R1棟 (学位授与機構付近)